

## FP4-STクラス レース車両規則

(125cc ノーマルスクーター準改造、一般公道用車両)

1. 車両の排気量は 125cc 未満とする。(ピストンはメーカー純正品でも、オーバーサイズの使用は不可)
2. マフラーの改造、変更およびマフラーガードの使用は可。  
サイレンサーは車両の後方後ろ向きでリヤタイヤの後端より 10cm 以上はみ出してはならない。  
サイレンサーのテールエンドパイプは水平が望ましい。
3. 駆動系を含むすべての部品は、同一メーカーの 125cc スクーターの部品であれば純正品に限り互換性を認める。  
ただし、無加工、無改造で装着できるものに限る。(シム・ワッシャー・カラー等を用いての微調整は可能)  
ウエイトローラー及びボスワッシャーについては社外品を使用する事ができる。
4. タイヤは一般市販されていて、通常ルートで購入できるもののみ使用可。スリックタイヤ(インターミディエイト、レーシングレインを含む)および、摩耗限度を超えた物、グルーピング(溝きり、カッティング)したものは不可。  
ただし、ロードコース用ミニバイクタイヤの使用を認める。(S01/S02・KR337・10/12 インチ車用レインタイヤ等)  
タイヤワックス剥離の為にパーツクリーナー、アセトン、ホワイトガソリンの使用は可とするが、タイヤの性能や状態を故意に変更する(タイヤソフナーなど)処理は不可。
5. バッテリーの変更は可。(リチウムバッテリー等)ただし純正装着バッテリーより寸法と容量を超える事は認められない。  
エンジンはセルスターターで始動できる状態であること。
6. メーター類の追加、変更、取り外しは可とし、それに伴うセンサーやケーブルの追加や取り外しも可。ラップタイマーやデータロガー、簡易 GPS の装着も可とするが、脱落無き様強固に取り付け、走行の支障をきたさぬ様、十分注意する事。
7. バーエンドキャップを取り付けるためのハンドルエンド部の加工は可能。  
BW' S125 は、社外製ハンドルへの変更を認める。
8. シート表皮、シートベース、シート内ウレタンの加工、変更は可能。
9. インジェクション車のエンジン・コントロール・ユニット(以下、ECU)は、内部のプログラムおよびデータを含め ECU の変更および交換が認められる。サブ・コンピューターの取り付け、追加も認められる。  
市販状態において ECU とレギュレーターが一体化されている車両については、同様にレギュレーターと一体成型されている ECU への変更ができる。※ティグラ 125 に関しては戦力バランスを考慮しフルコンの使用は不可。
10. ホイールエアバルブ及びバルブキャップの変更は可。
11. ホイールサイドカラーの改造、変更は可。ただし、ベアリングディスタンスカラーの変更は不可。
12. フロントフェンダー・リヤフェンダーの改造・変更および取り外しは可。
13. フロントフォークの突き出し加工、フォークスプリング部分のカラーの追加、インナーパーツ(シートパイプ・スプリングなど)の改造・変更は可。また、ダストシールの変更・取り外しは可。  
フロントフォークとの干渉を避けるため、最小限のカバー類の切削は可。
14. フライホイール、ジェネレーター、空冷ファン、発電制御レギュレーターの変更・取り外しは不可としバッテリー充電機能を稼働させなければならない。
15. スタンドステー等の不必要なステーの切除は可能。
16. 安全性向上のため、アンダーカバーの加工および取り外しは可。但し、燃料タンクが直接路面に接触しないよう、純正カバーと同等以上の強度を有するカバーを取り付ける事(タイラップのみの固定は不可)。金属製が望ましい。
17. 安全性向上のため、駆動系カバーの加工は可。但し加工または転倒により開いた穴は必ず塞ぐこと。溶接が望ましい(最低限金属系粘着テープで塞ぐこと)。また駆動系カバーの取付けボルトは 5 本以上で固定する事。
18. 安全性向上と路面保護のため、フレーム、エンジンなど走行中に明らかに接地している箇所に関しては、強度に影響の出ない範囲で切除が望ましい。ただし加工後の処理は安全性を考慮すること。
19. 適正な車検を行うため、車両パーツリストのない車両での参加を認めない。
20. キャブレター、スロットルボディの社外製パーツへの交換・変更は不可。また、純正装着品でも大口径ボディを採用している場合(TIGRA125 後期型の  $\phi 30$  など)は、口径(ベンチュリー口径)を  $\phi 28$  以下とする。その際口径を小さくするためのリストラクターの追加は可。下記図参照(ただし無加工で装着できるもののみとする)。
21. サイドカウルのカットは不可。但し、あきらかに突出している部分に限りカットを認める(穴は塞ぐこと)
22. ステップ踏み位置確保のため、ステップ部分とステーのカットおよび新設は認められるが、新設する場合はカットしたステップ部分より高くなりず車体幅より 1cm 以内に収まっており確実に固定されていること。  
滑り止め材の使用は厚み 1cm 以内の部材とする。ステップバーを使用する場合は安全上先端が中空ではなく、丸みを帯びた形状でなければならない。その他、鋭利な部分がないように処理を施すこと。
23. ハーネス類の取り外し、改造等は可。但しメインキーの取り外しは不可(移設は可)としメインキーによりエンジン停止の操作を出来るものとする。また無加工で装着できるアーシングケーブルの使用を認める。
24. エンジンを整備する際のバルブの擦り合わせやシートカット及びバルブのリフェース加工(4 ストローク)バリ取り、アタリのボカシ等最低限必要なメンテナンスは可。但し、出荷時本来の形状を崩す様な加工は一切不可。追加のホーニング処理及び、鉄ヤスリ、砥石およびリユーター等を使用した加工は厳禁とする。パーツリストで COMP となっているパーツの、分解及び組み換えは改造とみなし不可。部品が単品でも発注出来る部分のみ交換可。
25. 空冷車両において、エアークリーナーエレメント、ダクトの改造、変更が出来る。  
ダクト取り付けのためのエアークリーナーボックスの加工は可能とするが、ダクト部以外からの吸気は禁止される。
26. 上記以外の改造変更については、FN クラス車両規定に準ずる。